



4 飯経管第914号
令和5年1月20日

飯田市上下水道事業運営審議会会長 様

飯田市長 佐藤 健



水道料金の改定について（諮問）

水道料金の改定について、飯田市上下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、以下の事項について諮問いたします。

記

1 諮問の内容

- (1) 水道料金の平均改定水準を18%とする。（令和5年度から7年度まで）
なお、更新計画を成し遂げるためには以降3年ごとに改定する必要がある試算です。
- (2) 水道料金を改定する時期 令和5年10月1日

2 諮問の趣旨

当市の水道事業は、集中投資が行われた拡張期から40年以上経過し、報道に見られるような水道施設の被害は今のところないものの、施設の老朽化は顕在化しております。

今後も安全安心な水道水を安定して供給するために、完成から50年を迎える妙琴浄水場をはじめとして、老朽化した水道施設の更新や耐震化を今から計画的に行う必要があります。いわば本格的な更新の時代を迎えることとなります。

今回示した令和5年度から28年度までの24年間の長期にわたる建設改良計画をやり遂げ、安全な水供給を持続させるため、この期間における収支見通し、料金のあり方を検討しました。

その結果、水道事業における財政基盤の強化が必然となり、料金の値上げをお願いせざるを得ないとの判断に至りました。